

玉村町協働によるまちづくり提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における諸課題について、玉村町自治基本条例第2条第1項第1号に規定する住民（以下「住民」という。）と玉村町（以下「町」という。）が協働して解決を図ろうとする事業（以下「提案事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(提案団体の要件)

第2条 提案事業を実施することができる住民（以下「提案団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益活動を目的とする団体であること。
- (2) 3人以上で組織されていること。
- (3) 団体の運営に関する規則等が整備されていること。
- (4) 団体の名簿の記載及び整理が適正に行われていること。
- (5) 1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団関係者でないこと。

(提案事業の要件)

第3条 提案事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 提案団体又は町が実施を提案するものであること。
- (2) 地域の身近な課題を解決しようとする事。
- (3) 具体的な効果や成果が期待できること。
- (4) 提案団体と町の協働が必要と認められ、かつ、双方の役割分担が明確、かつ、妥当であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とすると認められるもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもので、公益性が低いもの
- (3) 政治、宗教又は暴力団の活動にかかわるもの
- (4) 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(期間)

第4条 提案事業は、その実施が年度内（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）に完了するものでなければならない。

（提案）

第5条 提案団体は、町長が別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 玉村町協働によるまちづくり提案事業申込書（様式第1号）
- (2) 玉村町協働によるまちづくり提案事業提案書（様式第2号）
- (3) 玉村町協働によるまちづくり提案事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 玉村町協働によるまちづくり提案事業提案団体概要書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 提案団体の運営に関する規則又はこれに準ずるもの
- (7) 提案団体の役員及び会員名簿
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 提案団体は、前項に定める期間内に2以上の提案をすることができない。

3 1提案事業に対する提案団体が2以上ある場合は、提案団体ごとに同条第1項第4号から第8号に掲げる書類を提出しなければならない。

（情報交換）

第6条 提案団体は、町長が別に定める期間内に、町関係課と提案事業の内容及び役割分担等についての情報交換（以下「情報交換」という。）を申し込むことができる。

2 提案団体は、情報交換を申し込む場合は、玉村町協働によるまちづくり提案事業情報交換申込書（様式第6号）を町長へ提出しなければならない。

（事前協議）

第7条 提案書類を提出した提案団体は、町長が別に定める日までに、町関係課と提案事業の内容及び役割分担等についての協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

2 提案団体は、事前協議により提案書類の内容を変更しようとする場合は、町長が別に定める期間内に、当該変更後の提案書類を町長へ提出しなければならない。

（審査会）

第8条 提案書類の審査並びに次条及び第10条に規定する審査を行うため、玉村町協働によるまちづくり提案事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、町長が任命する者で組織し、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員の任期は、別途町長が指定する。

(1次審査)

第9条 町長は、提案書類を受理したときはその内容を町長が別に定める日に、審査会に諮らなければならない。

2 審査会は、前項に基づく提案書類の内容について、公益性、実現性その他の町長が別に定める審査項目（以下「審査項目」という。）に照らし、書面審査（以下「1次審査」という。）を行い、その結果を速やかに町長へ報告するものとする。

3 町長は、前項の報告に基づき、1次審査通過の可否を決定し、速やかに提案団体へ通知しなければならない。

(2次審査)

第10条 1次審査通過の通知を受けた提案団体（以下「1次審査通過団体」という。）は、町長が別に定める日に審査会に対し提案事業のプレゼンテーション（以下「2次審査」という。）を行わなければならない。

2 2次審査は、公開を原則とする。

3 審査会は、審査項目に従って2次審査の結果を取りまとめ、町長へ報告するものとする。

4 町長は、前項の報告に基づき、1次審査通過団体の中から提案事業を実施することとなった提案団体（以下「実施団体」という。）を速やかに決定し、2次審査の結果を1次審査通過団体へ通知しなければならない。

(事業の遂行)

第11条 町長は、実施することとなった提案事業（以下「実施事業」という。）について、実施事業の基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定を実施団体と締結するものとする。

2 実施団体及び町は、双方が協力して実施事業の進行管理を行うとともに、必要に応じ随時進捗状況等を報告し合うものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは実施団体に対して必要な助言を行い、又は報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第12条 町は、次の各号のいずれにも該当する場合は、予算の範囲内において実施事

業費の全部又は一部に対し、実施団体へ補助金を交付することができる。

- (1) 実施事業の遂行に直接関係する経費であること。
- (2) 実施団体の予算及び決算についての管理が適切に行われている、又は実施事業の遂行に伴い適切に行われる見込みであること。
- (3) 実施事業費の積算が適正、かつ、妥当であること。
- (4) 実施事業の事業内容に対し、実施事業の遂行期間中に、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から補助並びに助成等の支援を受けていないこと。

2 前項に規定する補助金の交付に関する手続は、玉村町補助金等に関する規則（平成11年規則第9号）に基づくものとする。

3 第1項に規定する補助金の交付限度額は、1事業あたり30万円とする。

（事業報告）

第13条 実施団体は、実施事業が完了した日から起算して14日以内に、次の各号に掲げる書類（以下「報告書類」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 玉村町協働によるまちづくり提案事業報告書（様式第7号）
- (2) 玉村町協働によるまちづくり提案事業収支決算書（様式第8号）

2 実施団体は、町が実施事業の報告会等を開催する場合は積極的に協力することとし、必要に応じプレゼンテーションを行うものとする。

3 町長は、報告書類に基づき町広報媒体等を通じて、住民等に対し実施事業の成果を公表するものとする。

4 前項の公表に当たっては、実施事業の概要及び実施団体の名称並びに代表者名等を明示することができるものとする。

（庶務）

第14条 提案事業に関する事務は、経営企画課において処理する。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項は、町長が必要に応じてその都度定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）玉村町長

申込者 所 在 地

提案団体名

代表者氏名

印

玉村町協働によるまちづくり提案事業申込書

玉村町と協働して地域における諸課題を解決するため、玉村町協働によるまちづくり提案事業に、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

応募部門 （該当するものに○を付けてください。）	規定部門（高齢者福祉、環境、子育て支援） 自由提案	
提案事業名	（内容又は目的が端的に分かりやすい名称にしてください。）	
事業費 （うち町補助金）	円	円
事業の目的及び概要		
連絡責任者氏名 （必ず連絡がとれる連絡先を記載してください。）	氏名	
	連絡先	

【提出書類】*⑥～⑧については、様式を問いません。

- ①玉村町協働によるまちづくり提案事業申込書（様式第1号）
- ②玉村町協働によるまちづくり提案事業提案書（様式第2号）
- ③玉村町協働によるまちづくり提案事業収支予算書（様式第3号）
- ④玉村町協働によるまちづくり提案事業提案団体概要書（様式第4号）
- ⑤誓約書（様式第5号）
- ⑥提案団体の規則、定款、規約、会則等
- ⑦提案団体の役員、会員名簿
- ⑧その他町長が必要と認める書類

*提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。また「団体名」「提案事業名」「事業の目的及び概要」は、ホームページ等により公表します。

玉村町協働によるまちづくり提案事業提案書

提案団体名 _____

提案事業名	
-------	--

1 事業の概要

(1) 解決しようとしている課題

（事業目的、事業に対するニーズ、提案した背景等を分かりやすく記載してください。）

--

(2) 課題解決の方策

（どのような方策又は手法で課題を解決しようとしているのか具体的に記載してください。）

--

(3) 成果目標（数字などを用い、できるだけ詳しく記載してください。）

--

2 協働の役割分担

(1) 提案団体が果たそうとしている役割 (箇条書きで分かりやすく記載してください。)

-
-
-
-

(2) 玉村町に期待する役割 (箇条書きで分かりやすく記載してください。)

-
-
-
-

(3) 協働で実施することの効果

(NPO等、町が単独で実施するよりも、協働することで期待できるメリットを分かりやすく記載してください。)

(町民のメリット)

(提案団体のメリット)

(玉村町のメリット)

3 事業実施内容

(1) 事業実施体制（主要構成員 人）

役割分担	氏名	活動に係る活動実績・資格等
責任者		
副責任者		

*行が不足する場合は新たに枠を設けてください。*責任者と副責任者は必ず記載してください。

(2) 事業実施スケジュール

実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
スケジュール		
年月日	活動項目	活動内容等

(3) 町や町民に不利益を与えないための予防措置などの対応策

(事業実施中の事故防止、事業実施上知り得た個人情報の取扱い等について記載してください。)

--

玉村町協働によるまちづくり提案事業収支予算書

提案団体名 _____

1 収入の部 (単位：円)

科目	金額	内訳
合計(A)		

2 支出の部 (単位：円)

科目	金額	内訳
合計(B)		

* (A) と (B) の数字は一致すること。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）玉村町長

所 在 地

提案団体名

代表者氏名

印

玉村町協働によるまちづくり提案事業への申請に当たり、下記の応募資格をいずれも満たしていることを誓約します。

記

- (1) 玉村町自治基本条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する住民であること。
- (2) 公益活動を目的とする団体であること。
- (3) 3 人以上で組織されていること。
- (4) 団体の運営に関する規則等が整備されていること。
- (5) 団体の名簿の記載及び整理が適正に行われていること。
- (6) 1 年以上継続して活動する見込みがあること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団関係者でないこと。

玉村町協働によるまちづくり提案事業情報交換申込書

団 体 名			
代表者氏名			
連 絡 先			
事務所所在地 主たる活動場所	(事務所)		
情報交換の内容			
情報交換を 希望する課	※特定できない場合は空白のままかまいません。適切と思われる課を事務局で選定いたします。		
	課	課	
	課	課	
希望日時	第1希望	年 月 日 ()	時～
	第2希望	年 月 日 ()	時～
	第3希望	年 月 日 ()	時～
※以下事務局記入欄のため記載不要			
受付日	受付番号	受付者	
決定日時	年 月 日 () 時～		
場 所			
情報交換所属			

（あて先）玉村町長

所在地

実施団体名

代表者氏名

印

玉村町協働によるまちづくり提案事業報告書

年度中の実施事業の結果について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

実施事業名	
事業費 （うち町補助金）	円 （うち町補助金額） 円）
目標達成度	達成度（数字などを用い、できるだけ詳しく記載してください。）
	上記の理由
事業の効果 （事業実施前と後の比較等を記載してください）	
課題と反省点	

【提出書類】*③については、様式を問いません。

- ①玉村町協働によるまちづくり提案事業報告書（様式第7号）
- ②玉村町協働によるまちづくり提案事業収支決算書（様式第8号）
- ③その他参考書類（実施された内容がわかる書類又は写真など）

玉村町協働によるまちづくり提案事業収支決算書

実施団体名 _____

1 収入の部 (単位：円)

科目	金額	内訳
合計(A)		

2 支出の部 (単位：円)

科目	金額	内訳
合計(B)		

* (A) と (B) の数字は一致すること。
* 支出に関する証拠書類として、後日、領収書等の提出をお願いする場合があります。